

保護者のみなさまへ

食物アレルギー対応について

池田市教育委員会

目次

■ 学校給食における食物アレルギー対応を希望される方へ	2
1. 除去食対応について	2
①対応食品について	2
②小麦・乳アレルギー対応について	2
③乳アレルギー、その他疾患について	2
2. 申込みについて	3
3. 申請の解除について（申請の解除方法）	3
■ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出について	4
①提出対象者について	4
②書類配付について	4
③提出について	4
■ 学校生活管理指導表の記入例	5
■ 学校生活管理指導表の提出に関するフローチャート	6
①食物アレルギー・アナフィラキシーショックについて	6
②気管支ぜん息について	7
③除去食の申込みについて	8
■ 除去副食の取扱いについて	9
・給食センターでの対応	9
・調理から本人に届くまで	10
・除去する場合に対象となる食品の例	11
・学校園での対応	12
・～保護者の方へ（お願い）～ 準備物について	12
■ アレルギー連絡用献立表について【幼稚園・小学校のみ配付】	13
・幼稚園	13
・小学校	13
・中学校	14
■ 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合	14
■ 給食費について	14
■ 参考資料	15

学校給食における食物アレルギー対応を希望される方へ

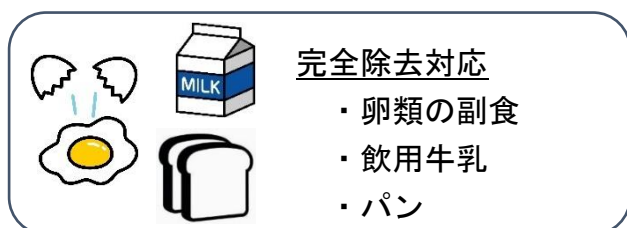
集団給食、共同調理の形態の中で、アレルギー対応調理室の限られたスペースで、卵類の除去を実施しています。また、パンと飲用牛乳も対応しています。

※ 除去食の申込みは「学校生活管理指導表」と【様式8】「除去食申込み書/取消し書」の提出が必要です。→ P.4

1. 除去食対応について

①対応食品について

「卵類（鶏卵・うずら卵）、魚卵」を含む食品については、原因食物の完全除去対応とします。また、パン、飲用牛乳（紙パック 200cc（幼稚園は 180cc））も対応いたします。多段階対応はしません。また、「そば・落花生（ピーナッツ）・かに・えび」を含む食品と、「生卵」は学校給食には使用しません。



②小麦・乳アレルギー対応について

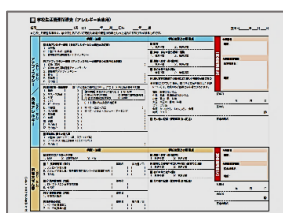
小麦・乳アレルギーの対応食の提供はしておりません。通常食、除去副食ともに小麦・牛乳・乳製品は使用しています。

③乳アレルギー、その他疾患について

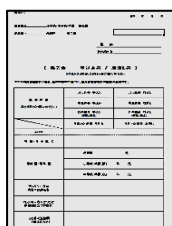
乳糖不耐症（※）は、食物アレルギーではありませんが、同様に飲用牛乳を中止します。

（※）乳糖不耐症だけでなく、その他疾患により飲用牛乳の除去について医師の指示がある場合を含みます。その場合には「医療機関の診断書」と【様式8】「除去食申込み書/取消し書」を提出してください。

（乳アレルギーと診断があり除去をする場合）

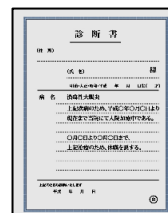


学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

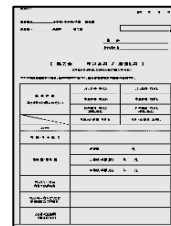


【様式8】「除去食申込み書/取消し書」

（乳アレルギーではなく、乳糖不耐症などの疾患と診断があり除去をする場合）



医療機関発行の診断書（見本例）



【様式8】「除去食申込み書/取消し書」

2. 申込みについて

- ・ 除去副食の申込みは保護者が医師の診断・指導をもとに判断して申し込んでください。
- ・ 【様式 8】「除去食・申込み書/取消し書」と合わせて医師記載の「学校生活管理指導表」を提出してください。
- ・ 年度の途中で新たに申込みの場合は、対応開始月の前月 20 日までに学校または園に提出してください。※提出日を過ぎた場合は翌々月からの対応といたします。
- ・ 申込みの変更は、他の除去対応と同様に原則として年間 1 回とします。

3. 申請の解除について

医師の診断により、学校給食における食物アレルギー対応の必要がなくなった場合は、診断内容が記載された「学校生活管理指導表」と【様式 8】「除去食申込み書/取消し書」を提出していただくか、提出済の学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を学校園から受取り、主治医または専門医へ受診し、「管理不要」である旨の記載と日付の更新を医師にしてもらい学校園に提出してください。

申請の解除方法

＜学校生活管理指導表が未提出の場合＞

- ① 【様式 8】「除去食申込み書/取消し書」
- ② 【学校保健会様式】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
 - ・ 学校園から記入用紙を受け取り、医療機関を受診し、医師に記載してもらう。

＜学校生活管理指導表を提出済の場合＞

- ① 【様式 8】「除去食申込み書/取消し書」
- ② 【学校保健会様式】「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」
 - ・ 新たに医師に記載してもらう。
または
 - ・ 提出済のものを学校園から受け取り、主治医へ除去食の解除の可否を確認し、その旨の記載と日付の更新をしてもらう。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出について

本市では、（公財）日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」および文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいて、学校園で安全に生活して頂くために、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出をお願いしております。

以下に該当される方は、学校園で必要書類をお受け取りいただくか、下記 QR コードより市のホームページに入りダウンロードしてください。

1. 提出対象者について

- ・エピペン®（アドレナリン自己注射薬）の処方を受けている方（体重制限により内服薬を処方されている場合も含む）
- ・アナフィラキシー既往歴がある方

△上記対象の方で、気管支ぜん息等の経過診察中で医師が学校園での配慮を必要と認めた場合には、その対象欄にもご記入ください。

- ・除去食（卵類の除去副食・飲用牛乳・パン）を希望される方

↳ 詳しくは、[学校生活管理指導表の提出に関するフローチャート](#)でご確認ください。

2. 書類配付について

※様式一覧でご確認ください。

（提出締切等、詳細は各様式に記載しています）

3. 提出について

1. 医師の診断を受け、記入・捺印をもらってください。
2. 学校園の全教職員及び関係機関で共有する必要がありますので、保護者同意欄へご署名ください（裏面）。
3. 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が遅れる場合には【様式 10】「遅延届」、医師の診断により学校園での管理は不要である場合には、【様式 19】「理由書」を期日までに提出してください。（除去食申込みを希望される場合、1 年以内に提出済の学校生活管理指導表があればお申し出ください）
4. 以下の症状のみの場合は、医師の署名は不要です。
 - ・アトピー性皮膚炎
 - ・アレルギー性結膜炎
 - ・アレルギー性鼻炎

ただし、医師の診断により、学校園での配慮が必要な場合には提出してください。

5. 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）ほか、文書料、検査料について、費用が発生する場合は、保護者負担でお願いします。また、保険適用になる場合がありますので、保険証を提示の上、医師へご相談ください。

提出にあたってのご不明な点など、「学校における食物アレルギーの対応 Q&A」でご確認ください。また、ご質問に関しても遠慮なく、学校または学校給食センターまでお問い合わせください。

池田市ホームページ

「学校給食センター」 → 「各学校園給食」 → 「アレルギー対応給食について」

学校給食センター 072-751-8311・8312



学校生活管理指導表の記入例

【表】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

学校(幼稚園)

※アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎のみの症状については医師の署名は不要です。 ※裏面下部の保護者同意欄へご署名をお願いします。

名前 (男・女) 年 月 日生 年 組 提出日 年 月 日

Table with columns for 'Disease/Treatment' (病型・治療) and 'School Life Points' (学校生活上の留意点). Includes sections for Anaphylaxis (アナフィラキシー), Food Allergy (食物アレルギー), and Asthma (気管支ぜん息).

Parent and Doctor entry fields including '保護者記入欄' (Parent entry), '緊急時連絡先' (Emergency contact), and '医師記入欄' (Doctor entry) with a stamp area.

表

Table with columns for 'Disease/Treatment' (病型・治療) and 'School Life Points' (学校生活上の留意点). Includes sections for Atopic Dermatitis (アトピー性皮膚炎), Allergic Conjunctivitis (アレルギー性結膜炎), and Allergic Rhinitis (アレルギー性鼻炎).

Parent and Doctor entry fields for the second table, including '保護者記入欄' and '緊急時連絡先'.

裏

【裏】学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前 (男・女) 年 月 日生 年 組 提出日 年 月 日

Table with columns for 'Disease/Treatment' (病型・治療) and 'School Life Points' (学校生活上の留意点). Includes sections for Atopic Dermatitis (アトピー性皮膚炎), Allergic Conjunctivitis (アレルギー性結膜炎), and Allergic Rhinitis (アレルギー性鼻炎).

※必ずお読みいただき、ご署名をお願いします。 学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。 保護者氏名

学校生活管理指導表の提出に関するフローチャート

◆「学校生活管理指導表」を提出するのは下に該当する方です。

① 食物アレルギー・アナフィラキシーショックについて



未受診の場合は受診し、医師の指示を受けてください。指示がなければ提出の必要はありません



専門医に受診し、医師より「食物アレルギー疾患」と診断された

いいえ

はい

特定の食物を食べて、じんましんや呼吸困難、血圧低下等のアレルギー反応がおきたことがある

いいえ

はい

医師より「学校給食に配慮が必要」という指示を受けている

いいえ

はい

「学校生活管理指導表」と【様式8】「除去食申込み書/取消し書」を学校園に提出してください

提出の必要はありません

※除去食の申込みを希望される方は提出が必要です

※学校給食で使用されない食材（そば・落花生（ピーナッツ）・かに・えび）のみに配慮が必要な場合、提出の要否を医師に確認してください。

※アナフィラキシー既往歴が幼少期であり、現在まで通院していないなど、学校での配慮が不要の場合には提出の必要はありません。

② 気管支ぜん息について

未受診の場合は受診し、医師の指示を受けてください。指示がなければ提出の必要はありません



気管支ぜん息の発作がこの1年間でたびたびある

いいえ

はい

専門医に受診し、治療・投薬を受けており、医師より運動や生活に配慮するよう指示を受けている

いいえ

はい

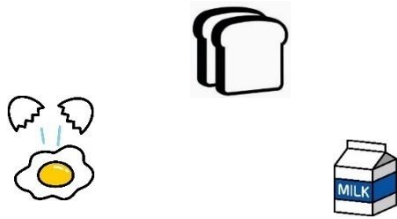
「学校生活管理指導表」を学校園に提出してください

提出の必要は
ありません

※除去食の申込みを希望される方は提出が必要です

※除去食を申し込まれる場合には、除去食申込み書もあわせて提出してください。

③ 除去食の申込みについて



未受診の場合は受診し、医師の指示を受けてください。指示がなければ提出の必要はありません



除去副食（卵類のみ除去）、飲用牛乳、パンの除去を申込みたい

はい

食物アレルギーがある

いいえ

乳糖不耐症（疑い）、食物不耐症などの疾患がある

提出書類

- ・医療機関の診断書
- ・【様式 8】「除去食申込み書／取消し書」

はい

専門医に受診し、医師より食物アレルギー-食物アレルギー疾患であると診断があり、「学校給食での配慮が必要」と指示を受けている

いいえ

提出の必要はありません

※除去食の申込みを希望される方は「学校給食での配慮は不要」と診断されても提出は必要です

はい

「学校生活管理指導表」と【様式 8】「除去食申込み書／取消し書」を学校園に提出してください

除去副食の取扱いについて

【 給食センターでの対応 】

1. 調理工程について（副食）

- ① 給食の副食（おかず）から卵類を除去して調理しますが、除去のみでは品数が減るものや味付けが困難なものは代替食材、または代替品で対応します。
- ② 調理工程では、下処理と切裁及び計量作業は全て共通の同一ライン
【調理から本人に届くまで：P.10 参照】で行います。
(下処理：開封、皮むき、へた取り、おおまかな切裁、3 回水洗い)
- ③ 下処理段階での卵の処理順は、他の材料との混同や接触を避けるため最後に行います。
- ④ 卵類を含む料理の場合は、卵類を投入する直前まで通常食と同じ釜で調理し、専任の調理担当者がアレルギー対応調理室（※）で仕上げ、個別容器に配食します。
- ⑤ 揚げ物、焼き物は、卵類のない日でも通常食とは別でアレルギー対応調理室で調理します。
- ⑥ 卵類使用の有無にかかわらず、毎日、名前入り個別容器（2～3 個）に入れます。



※アレルギー対応調理室での作業

- ・ 除去食調理者は専任で作業します（卵類製品を扱うものは除去食の作業を行いません）
- ・ 下処理では卵を入れる容器類（バケツ、ざる）及び器具は専用にし、表示して区分します。
- ・ 使用する器具類（包丁、まな板等）、容器類（ボール、バット等）も専用の物を使用し、洗浄・消毒も区別します。
- ・ 個別容器は通常食とは別の洗浄機で洗い、アレルギー対応調理室の保管庫で殺菌・保管します。（ただし、食器や食器具は共通です）

2. 配送・洗浄について

- ① 個別容器を専用のかごに詰めて、副食用ワゴンに入れて学校園に配送します。
- ② 使用後の食器と食器具は洗浄機を区別することは出来ず同ラインの洗浄となります。 個別容器の洗浄は、アレルギー専用ラインで洗浄します。





3. 献立表について

- ① 除去食申込み者用に「給食だより」を発行し、除去食献立名に★印を付けます。
- ② 学校園で除去食が確認できるように毎月「除去副食メニュー表」を配付します。

除去副食メニュー表（例）

日付	個別容器の料理			ビニール袋	備考欄
	保温容器	角型容器	角型容器		
4日	そうめんすましじる	ぶりてりやき	小松菜のお浸し		
5日	カレーシチュー	やさいサラダ		ミニゼリー (りんご)	

調理から本人に届くまで

作業区分	作業内容	通常食	アレルギー対応調理室	
			卵類を含まないメニューの場合	卵類を含むメニューの場合
下処理室	外箱はずし・包装の開封	 <p>一般調理</p>		
	皮むき・へた取り			
	大まかな切裁			
	洗浄(3回)			
調理室	切裁			
	計量			
	材料容器替え、一時保管			
	中間処理(茹で等加熱含む)		分離	卵が入る直前に通常食とは別ルートにし、アレルギー対応調理室で除去食を調理します。
	仕上げ調理			
	配食		分離	アレルギー対応調理室で名前入り個別容器に配食します
搬出・運搬	給食センターから搬出	クラス別コンテナ	個別容器を学校毎の専用かごに詰めます。	
	コンテナ積み込み	主食用コンテナ 副食用コンテナ	専用かごを副食コンテナに積み込んで運搬します。食器・食器具は通常食と同じ物になります。	
学校	コンテナの移動	各配膳室	副食コンテナから専用かごを取り出します。	
	除去食のセット	——	個人名入り手提げ袋に個別容器をセットします。	
本人	容器、食器の受取りと返却方法	コンテナから取り出し、使用後は元のコンテナに戻す	手提げ袋に入った除去食を所定の場所(配膳室)で受け取ります。食後は、個別容器を手提げ袋に戻して配膳室に戻します。食器と食器具はクラスの食器かごに戻します。	

※使用後の食器と食器具は同ラインでの洗浄となります。通常食と作業を一括して行うものは、「コンタミネーション(微量混入)」を避けられません。このため、微量で発症するアナフィラキシー症状がある児童等は、学校給食対応の対象になりません。

除去する場合に対象となる食品の例

《卵を使用した献立の例》

- 1、卵類
 - ・鳥類の卵（鶏卵、うずら卵）
- 2、魚卵
 - ・いくら、たらこ、数の子 等
 - ・魚卵を持つもの（ししゃも、わかさぎ 等）
 - ・魚体を丸ごと使うもの、内臓のついたもの（いわし、さんま 等）
- 3、調味料
 - ・マヨネーズ
 - ・タルタルソース
- 4、半加工品
 - ・だし巻き卵
 - ・オムレツ
- 5、麺類
 - ・卵麺
- 6、焼き菓子、デザート
 - ・洋焼菓子（ケーキ、カステラ、パイ、プリン、シュークリーム、ドーナッツ 等）



使用する場合は、除去または、代替品をアレルギー対応調理室で調理し、専用容器に盛り付けし、各学校園へ配送します。

《原材料を確認後、使用する食品の例》

- 1、揚げ物
 - ・フライ類（コロッケ、トンカツ、魚フライ、フリッター 等）
 - ・天ぷら類
- 2、半加工品
 - ・お好み焼、ハンバーグ、肉団子、その他半加工品
- 3、練り製品類
 - ・かまぼこ、ちくわ、魚そうめん、ハム、ソーセージ、ベーコン、等
- 4、麺類
 - ・中華麺、フライ麺、やきそば麺 等
- 5、焼き菓子、デザート
 - ・和菓子（三笠、まんじゅう 等）
 - ・洋焼菓子（ケーキ、カステラ、パイ、プリン、ドーナッツ等）
- 6、その他
 - 味付け海苔、ふりかけ類



上記のものは原材料に卵類の使用がないことを確認したうえで使用し、配合内容を毎月の給食だよりに月で使用する物資、学期使用の物資に記載します。

また、年間を通して使用する調味料等の配合表は学校園に配布しています。

※必要とされる方は各学校園までお申し出下さい。ホームページでもご覧いただけます。）

【 学校園での対応 】

1. 配膳・配食・返却について

- ① 家庭より用意した手提げ袋を持って、配膳室に本人が取りに行きます。
- ② 除去食を大人（教職員または、配膳員）が個人名入り手提げ袋（※）に入れて本人に手渡します。
・個別容器 2～3 個には名前を貼付しています（児童等への除去食は全て同じものです）。
- ③ 主食、牛乳、個袋（ジャム等）は従来どおりクラスで配ります。
除去食申込み者にクラスで配膳するものは、「食器、食器具と主食、牛乳、個袋」となります。
- ④ 学校直送品（デザート等）は配膳室に届いた後、本人の手提げ袋へ入れます。
- ⑤ 返却方法は、クラスで配られたものはクラスの片付けの中で返します。手提げ袋に入ってきた容器は手提げ袋に戻して配膳室に返します。



～ 保護者の方へ（お願い）～

準備物について

配膳室において除去食を個人へ確実に渡すため個人専用の手提げ袋の持参をお願いしています。

※名前入りの手提げ袋（A・Bの容器が入る大きさのもの）を各自でご用意ください。

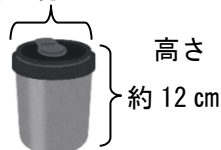
参考 容器サイズ（サイズは少し変わることがあります）

（下記 A・B の容器は給食センターで用意します）

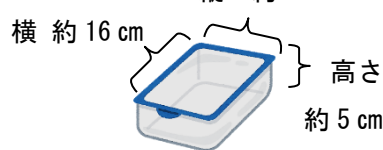
A：筒状容器（1 個）

B：四角容器（1～2 個）

直径 約 10 cm



縦 約 10 cm



※ご準備していただくもの

手提げ袋（サイズ）



- ・ 集団給食の範囲で出来る、限られた除去食対応なので、この説明書の調理内容や給食対応を検討いただき、医師の診断・指導をもとに保護者が判断して申し込んでください。
- ・ 除去副食用の給食だよりを発行しますので、食品等をご確認ください。
- ・ 食品の除去が基本なので代替品を入れないことがありますのでご了承ください。
- ・ 調理品を入れる個別容器は 2～3 個（2～3 品分）となります。

アレルギー連絡用献立表について【幼稚園・小学校のみ配付】

卵類以外のアレルギー原因物質がある児童等で、日によって食べられない献立があるなど、学校園との連絡用献立表になります。毎月の「アレルギー連絡用献立表（通常食用）」（保護者へ2部）で保護者の責任において、お子さまが食べられない献立を確認し、献立名に「○」をつけ1部を学校園へ提出してください。小学校は、保護者の指示により、原因物質の献立の配膳をしないあるいは家庭からの代替おかずでの対応とし、幼稚園は、食べられない献立がある日は、弁当の持参をお願いします。

※卵類とその他にある場合は、「アレルギー連絡用献立表（除去副食用）」になります。

※家庭からの代替おかずまたは弁当は、原則、教室での保管になります。（学校園により保管場所の対応は異なります）

※「アレルギー連絡用献立表（通常食または除去食）」は申込書の提出が必要です→ 別紙【様式9】

※対応方法は、幼稚園、小学校、中学校で異なります。以下をご確認ください

《 幼稚園 》

- ①毎月献立表と一緒に配布する「アレルギー連絡用献立表（通常食用）」（卵類除去用は「アレルギー連絡用除去副食献立表」）に、保護者の責任においてお子さまが食べられない献立を確認し、献立名と原因となる食材に「○」をつけ、園へ提出してください。
- ②その日の献立において、アレルギーの原因となる食品や食材が入っているものは除去ができないため、多段階対応および配膳はしません。アレルギーの原因となるものが一つでもある場合には、安全を最優先とするため、家庭から弁当持参をお願いします。その場合、月の献立により、食べられない日が異なるため、日単位での給食費の返金はありません。

※ひと月の献立で食べられない食品及び食材が多い場合には、園にご相談ください。

《 小学校 》

- ①毎月献立表と一緒に配布する「アレルギー連絡用献立表（通常食用）」（卵類除去用は「アレルギー連絡用除去副食献立表」）に、保護者の責任においてお子さまが食べられない献立を確認し、献立名と原因となる食材に「○」をつけ、小学校へ提出してください。
- ②汁物や和え物など、アレルギーの原因となる食品や食材が入っているものは除去ができないため、配膳はしません。安全を最優先とするため、多段階対応はしません。食べられない食材が出る場合には、その献立に似たおかずを家庭から持参するようにしてください。
- ③原因物質の少量喫食が可能になった場合でも、多段階の対応は不可とし、“食べるか食べないか”の二者択一の対応といたします。

《 中学校 》

- ①毎月配布する献立表（通常食用・除去副食用）で保護者の責任においてお子さまが食べられない献立を確

認し、汁物や和え物など、アレルギーの原因となる食材が多い時、あるいはお子さま自身で除去が難しい献立等、家庭より代替のおかず等を持参してください。

②原因物質の少量喫食が可能になった場合でも、多段階の対応は不可とし、“食べるか食べないか”の二者択一の対応といたします。

弁当対応の考慮対象

※下記（ア）～（カ）に該当する場合は、安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します

極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

（ア）調味料・だし・添加物の除去が必要

（イ）加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。

（注意喚起例＊）

＊同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」

＊原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

＊えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

（ウ）多品目の食物除去が必要

（エ）食器や調理器具の共用ができない

（オ）油の共用ができない（揚げ油の再使用含む）

（カ）その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

給食費について

① パン、飲用牛乳については、除去による給食費の返金があります。

② 多品目の食物除去が必要で医師の診断・指導により弁当対応になる場合は、給食費の徴収はありません。但し、飲用牛乳のみを申し込まれる場合には、牛乳代金のみお支払いください。（日ごとの変更はできません）

③通常食、除去副食ともに同額です。



申込書は学校園でお受取りいただくか下記 QR コードより出力してください。

池田市ホームページ

「学校給食センター」 → 「各学校園給食」 → 「アレルギー対応給食について」

◆参考資料◆

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」
《令和元年度改訂》 （公益財団法人 日本学校保健会）

URL: <https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>



「学校給食における食物アレルギー対応指針」(文部科学省)

URL:

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf

